二　○金融庁、法務省、財務省
社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一八　五

一　○金融庁、財務省
保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件の一部を改正する件　三一　65　二七

二　○消費者庁
公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、消費者庁の行政文書ファイル管理簿を備える事務所の場所を公示する件　三一　65　二八

三　○総務省
加工食品品質表示基準の一部を改正する件　三一　65　二九

六一　電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件　一　40　六三

六二　無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件　一　40　六三

六四　一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件の一部を改正する件　一　40　六三

六五　電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件　一　40　六三

六六　工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件　一　40　六四

六七　外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　一　40　六四

六八　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　一　40　六四

六九　特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件　一　40　六五

七〇　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定を同法第七条第二項の規定に基づき公示する件　二　二

七一　特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件　二　二

七二　特定基地局の開設に関する計画に係る周波数の指定を変更する件　二　二

七三　平成十七年総務省告示第八百八十三号の開設指針に基づき、同告示第五項第三号㈡に規定する第三世代用周波数を定める件の一部を改正する件　二　二

七四　周波数割当計画の一部を変更する件　二　二

七五　予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件　四　三

七六　競馬を行うことができる市及び特別区を指定する件　七　二

七七　自転車競走を行うことができる市を指定する件　七　二

七八　モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件　七　三

七九　平成二十二年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件　九　二

八〇　住居表示を実施した件　一一　49　九

八一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一四　二

八二　地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件　一七　二

八三　開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件　一七　二

八四　特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件　一七　二

八五　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なアナログ電話端末等及びその条件を定める件　二二　56　二

八六　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件　二二　56　二

八七　インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件　二二　56　三

八八　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル電話端末等及びその条件を定める件　二二　56　一〇

八九　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な総合デジタル通信端末等及びその条件を定める件　二二　56　一〇

九〇　端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件　二二　56　一〇

九一　事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件　二二　56　一九